

環境委員会資料

1 陳情の審査（視察）

(2)陳情第63号 東扇島防波堤における釣りを持続的に実施可能とする為の検討会等設置に関する陳情

資料 陳情第63号 東扇島防波堤における釣りを持続的に実施可能とする為の検討会等設置に関する陳情

港 湾 局

（令和6年7月19日）

陳情第63号 東扇島防波堤における釣りを持続的に実施可能とする為の検討会等設置に関する陳情

1 防波堤の設置目的

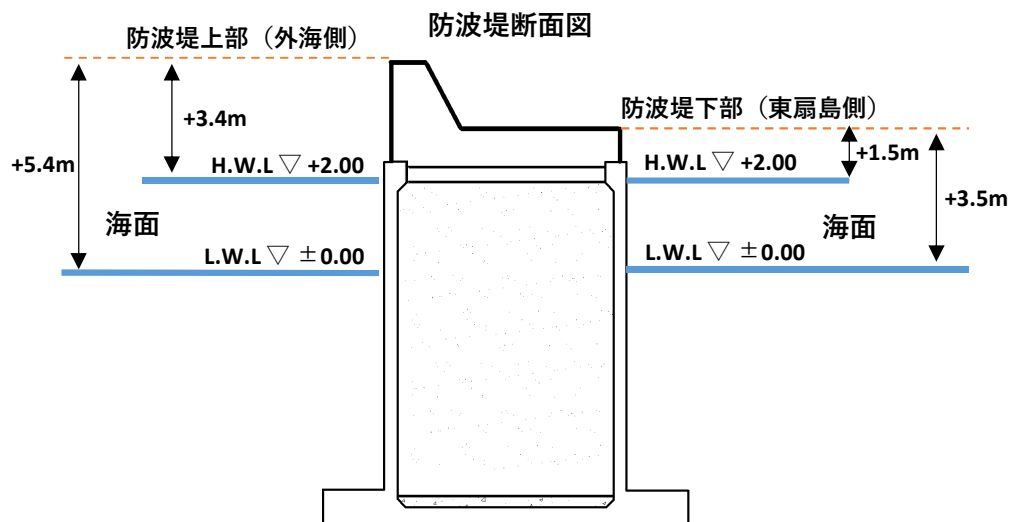
防波堤は、港内の静穏を維持し、荷役の円滑化、船舶航行・停泊の安全及び港内施設の保全を図る目的で設置した港湾施設。

2 防波堤位置図



3 東扇島防波堤の概要

延長 : 3,340m
水深 : -13.0m ~ -21.0m
高さ : 防波堤上部+5.4m、防波堤下部+3.5m ※L.W.L±0.00時
工事期間 : 昭和45年度～平成10年11月完成



4 防波堤への立入禁止と対応等について

川崎市では、防波堤の設置目的から条例により、人の立ち入りを禁止している。

川崎市港湾施設条例

(利用制限等)

第7条 市長は、港湾施設の管理上必要な場合において、港湾施設の利用を制限し、若しくは禁止し、又は港湾施設の利用者に対し一定の行為を命ずることができる。

- ペイントによる立入禁止(3か所)の表記(写真左)
- (東扇島防波堤については港湾局及び川崎臨港警察署との連名)
- 巡視船による退去を促すアナウンス
- 防波堤への上り階段(6か所)をワイヤーで封鎖(写真右)
- 市ホームページでの周知(立入制限場所及び西公園釣り施設の案内)
- 事業者に対する渡船禁止の要請
- 事業者等への立入禁止周知文の送付(神奈川県水産課発)
- (川崎・横浜両市から県環境農政局長あて連名で指導を依頼)



5 防波堤での釣りの現状

(1) 遊漁船事業者

事業者は「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく県水産課による遊漁船業の登録を受け、釣り人の送迎(渡船)を行っている。現状、東扇島防波堤への釣り人の送迎については、川崎、横浜の2事業者を確認。

(2) 釣り人

上記2業者を利用し東扇島防波堤へ渡っている(写真左)。平日20~30人程度、土曜など多い時は100人を超える(写真右)。※月曜～土曜の午前・午後、港湾局巡視船によるパトロール時に人数を確認するとともに、退去のアナウンスを実施

